

## 「宮城野 親子で料理プロジェクト」 会則

### <名称>

第1条 本会は「宮城野 親子で料理プロジェクト」とする。

### <事務所・所在地>

第2条 本会の事務所は 仙台市宮城野区福住町 4-21 に置く。

### <目的>

#### 第3条

##### 第1項

本会は、宮城県仙台市を中心とした『子育て』に関わる個人並びに団体の、相互交流を促進する非営利の活動を行い、主に料理等の活動を通して、こどもの健全育成・親子の触れ合いによる家族の絆の構築を目的とする。

##### 第2項

東日本大震災で被災した親子・住民を対象に料理教室や料理に関するイベント活動を開催し、子供たちの心のケアおよび環境の変化を余儀なくされた子供・家族が繋がりをもち、今後の生活基盤の構築や、交流を図る場の提供をする。

##### 第3項

地域住民と被災により転居、引っ越し等で環境が変わった家族の間を繋ぎ、また地域の理解者やボランティアスタッフとの交流を図り、子供たちがより地域に溶け込める環境の構築を目指す。

### <活動の種類>

第4条 本会は、第3条の目的を達成するために、以下の活動を行う。

- 1、親子による調理活動。
- 2、親子参加によるレクリエーション活動。
- 3、第3条の活動目的を達成するためのその他の活動。

(地域住民との触れ合い活動、祭り等の出店・参加、サロン活動の開催等)

### <会員>

第5条 会員は、第3条の目的に賛同し第4条の活動を行う者とする。

### <役員>

第6条 本会は下記の役員をおく。

代表 1名 副代表 1名 会計 1名 会計監査 1名

役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

<役員の仕事>

第7条 役員の仕事は 次のとおりとする。

代表は 本会を代表し、会務の統括をし、定例会議長となる。

副代表は 会長を補佐し、代表に事故があるときにこれを代行する。

会計は 会の金銭収支を明らかにし報告する。

会計監査は 会の会計を監視し、結果を報告する。

<会議定例会>

第8条 本会の会議は 次の通りとする。

1、役員会 役員会は役員により構成され、代表が招集する。

2、定例会 定期的に会員相互の事務連絡と交流を目的とし代表が招集する。

<会費>

第9条 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもって充てる。

第10条 本会の会計年度は、1月1日に始まり、12月31日に終わる。

第11条 繰越金等は翌年度に繰り越せるものとする。

<個人情報について>

第12条

本会の活動において取得した個人情報については「個人情報保護法」に則り、以下により扱うこととする。

1、本会の会員リストは、役員以外は閲覧できないものとする。

2、本会会員は、活動中に知り得た個人情報を、本人の同意無しに他者に教えるはならないものとする。

<設立年月日>

第13条 本会の設立年月日は 2015年1月1日とする。

<会則について>

第14条 本会則は 2015年1月1日より効力を有する。

以上

この規約の記載内容について事実と相違ないことを証明します。

仙台市宮城野区福住町4-21

代表者 伊丹 慶一

印